（二）医療機器又は体外診断用医薬品の場合

動物用医療機器（体外診断用医薬品）製造所廃止（休止／再開）届出書

年　月　日

農林水産大臣　殿

住所
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）　印

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の２の16第２項の規定により動物用医療機器（体外診断用医薬品）製造所の廃止（休止／再開）を下記のとおり届け出ます。

記

1　業務を廃止（休止／再開）した製造所の名称及び所在地
2　業務の廃止、休止又は再開の区分、年月日及びその理由
3　参考事項

（日本工業規格Ａ４）

備　考

届出書は、正副２通を提出すること。

（三）再生医療等製品の場合

動物用再生医療等製品製造所廃止（休止／再開）届出書

年　月　日

農林水産大臣　殿

住所
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）　印

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の36第２項の規定により動物用再生医療等製品製造所の廃止（休止／再開）を下記のとおり届け出ます。

記

1　業務を廃止（休止／再開）した製造所の名称及び所在地
2　業務の廃止、休止又は再開の区分、年月日及びその理由
3　参考事項

（日本工業規格Ａ４）

備　考

届出書は、正副２通を提出すること。

様式第二十六号（第八十条、第九十一条の六十九、第九十一条の百四十四関係）

（一）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬部外品の製造業者の場合

動物用医薬品（医薬部外品）製造業許可関係事項変更届出書

年　月　日

農林水産大臣　殿

住所
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）　印

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第19条第２項の規定により動物用医薬品（医薬部外品）製造業許可関係事項の変更を下記のとおり届け出ます。

記

許可年月日及び許可番号
1　製造所の名称及び所在地
2　許可の区分
3　変更した事項
4　変更年月日
5　変更理由
6　参考事項

（日本工業規格Ａ４）

備　考

1　記の２には、第12条第１項各号又は第２項各号のいずれに該当するかを記載すること。
2　記の３には、変更のあった部分を新旧対照にして記載すること。
3　届出書は、正副２通を提出すること。